

定期購入トラブルに注意！

通信販売での定期購入トラブルが急増

～通信販売には、クーリング・オフ制度が適用されません！～

「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだら、実際には、複数回の商品購入が条件となる定期購入契約だった、というトラブルが増えています。

広告には「いつでも解約できます」と書いてあるのに、いざ解約しようとする、と、「電話が繋がらない」「実際には解約に細かい条件があった」「追加支払いを求められた」といったトラブルも発生しています。

広告は、商品の効能や低価格ばかりが強調され、購入条件を見落としやすい構成になっていることも多いです。

そのため、規約を細かく確認しないと返品や解約についてのルールが見付けにくいことがあります。



ひとこと
アドバイス

- ☞ 契約条件の細部をしっかりと確認しましょう！
- ☞ 最後までスクロールして、小さい文字の表示までよく確認しましょう！
- ☞ 注文する前に、販売業者の情報や評判を入念に確認しましょう！
- ☞ 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、早めに消費生活センターにご相談を！

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(い・や・や)

